

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設
平成29年度第2回保安検査報告書

平成29年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	3
(3) 違反事項	10
4. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年9月19日(火)
至 平成29年9月21日(木)

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 佐山 洋

原子力保安検査官 佐藤 末明

原子力保安検査官 大野 吉康

核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 木原 圭一

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、廃棄物埋設施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ①集積RCA対象調査の未実施^Aについての改善に係る検査
- ②施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査
- ③予防処置の実施状況に係る検査
- ④低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合^Bに伴う放射能測定データ欠損に係る検査

(2) 追加検査項目

なし

A: 平成29年5月に確認した、類似性等を有する不適合事象が根本原因分析(RCA)の対象となるかの判断を半期毎に実施していなかった不適合事象。平成29年度第1回保安検査において、事業者自らが改善を申し出た。

B: 平成29年8月に確認した、放射能測定計算機プログラムの不具合により、電力会社が測定する低レベル放射性廃棄物の放射能測定濃度についてデータの欠損が生じる不適合事象。

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「集積RCA対象調査の未実施についての改善に係る検査」、「施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査」、「予防処置の実施状況に係る検査」及び「低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損に係る検査」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「集積RCA対象調査の未実施についての改善に係る検査」については、品質マネジメントシステムに係る報告徴収命令^Cに関連した改善活動中に発見された不適合事象「集積RCA対象調査の未実施」について、改善活動を実施していることを「不適合管理報告書」等により確認した。

「施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査」については、施設の状態を考慮した保守管理等を検討・実施していることを確認するとともに、施設の状態を把握するための活動が実施されていることを「廃棄物埋設施設保守管理要領」等により確認した。

「予防処置の実施状況に係る検査」については、平成29年6月に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターで発生した作業員の内部被ばく汚染事故（以下「JAEA大洗内部被ばく事故」という。）を踏まえ、自らの施設に対し不適合の発生を予防するための保安活動が実施されていることを「予防処置実施要領」等により確認した。

「低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損に係る検査」については、放射能測定プログラムの不具合に伴う放射能濃度測定データの欠損について、不適合管理に基づき、対応が行われていることを「不適合管理報告書」等により確認した。

検査の結果、改善要求事項として、以下の各点を気付き事項として指摘した。

集積RCAについては、不適切な分析チームの編成に起因しチームを再編成中であるため、RCAが中断していること、保全計画作成時の検討が不十分であること、予防処置管理台帳における管理に不備があったこと、JAEA大洗内部被ばく事故における汚染事故対応について深掘りや適時性に欠けること等が確認されたこと、不適合管理報告書において

C: 平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。これを踏まえ、原子力規制委員会は当該保安規定違反に係る報告徴収命令を発出し、事業者から報告書が平成29年1月30日（平成29年2月28日付け改正）に提出された。

保安規定の要求事項に対する記載が一部不十分であること。

また同様に、事業者自ら改善を表明したものは、以下の各点がある。

是正処置に対する本部・事業部への情報提供について共有すべき内容やそのタイミングについての理解が十分でないこと、根本原因分析による提言を受けた是正処置計画の策定に遅れが生じていること、クレーン設備について全ての設備の予防保全の要否について検討が終了していないこと、時間的な余裕がないケースで本来開催すべき不適合事象等展開検討会の開催を省略したこと、一時貯蔵室内長期保管廃棄体確認業務^Dについてリスクの考慮が不十分であった可能性があること、廃棄体の健全性確認で見つかった錆の状況について次回確認時に錆の進展比較等を行う手順が文書化されていないこと、放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損について過去の不適合を踏まえた監査で本件が予防できなかったこと。

これらを踏まえ、検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、選定した検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者の今後の改善状況については、保安検査等において引き続き確認する。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 集積RCA対象調査の未実施についての改善に係る検査

品質マネジメントシステムに係る報告徴収命令に関連した改善活動中に発見された不適合事象「集積RCA対象調査の未実施」について、安全・品質本部、監査室及び埋設事業部における改善活動の実施状況について確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、「集積RCA対象調査の未実施」について、安全・品質本部、監査室及び埋設事業部は、「不適合管理要領」等の規程に基づき不適合管理を実施していること、埋設事業部では本不適合に係るRCAを実施すると判断したことを関係者への聴取及び「不適合管理報告書」等により確認した。

不適合に対する処置として、安全・品質本部では品質管理グループリーダー、監査室では品質監査グループリーダー、埋設事業部では品質保証課長が、集積RCA対象調査を「不適合の根本原因分析実施要則」等に基づき実施していること、安全・品質本部及び監査室では、集積RCA対象はないと判断したこと、埋設事業部では集積RCAを実施すると判断したことを関係者への聴取及び「不適合管理報告書」等により確認し

D: 一時貯蔵の期間が1年を超えるか、超える可能性のある廃棄体について、輸送容器の蓋を開けて外観の確認を行う業務。

た。

是正処置として、安全・品質本部品質管理グループリーダー、監査室品質監査グループリーダー及び埋設事業部の品質保証課長は職員への教育等を実施したことを関係者への聴取及び「是正処置処理票」等により確認した。検査の過程において、監査室は「是正処置実施票」に記載されている本部・事業部への情報提供について、共有すべき内容やそのタイミングについての理解が十分でないことが確認された。本件については、監査室より、不適合に関する組織内での情報共有のあり方について整理し、改善を図っていく旨の説明があった。

「集積RCA対象調査の未実施」に係るRCAについて、埋設事業部は「不適合の根本原因分析実施要則」等に基づき、安全・品質本部、再処理事業部及び燃料製造事業部に所属する者からなる根本原因分析チームを編成し、根本原因分析を現段階では情報の整理、問題点の抽出等迄行っていることを関係者への聴取及び「不適合事象の根本原因分析活動計画書」等により確認した。

集積RCAについては、埋設事業部は根本原因分析チームを編成してRCAを実施しようとしたものの、根本原因分析チームの主体が分析対象事象に直接関係する部門から選定したため、進行中であったRCAの実施体制が要求事項に適合していないと判断しRCAを中断したのち不適合管理を行っていること、根本原因分析チームを解散することで不適合に対する処置を行ったことを確認した。

また、保安検査期間中においては、新たな根本原因分析チームを編成するための人選、編成手続き中の状態であるため、結果としてRCA実施が再開できていないことを関係者への聴取及び「不適合管理報告書」等により確認した。

本件については、不適切な分析チームが行った調査等の影響に関する検証も含め、速やかな集積RCAの実施を気付き事項として指摘した。その際、安全・品質本部から、本件については、安全・品質改革委員会での社長の指示に基づき実施されている改善活動の一つであることから、集積RCAの実施が停滞してしまっている状況について、安全・品質改革委員会においてきちんとフォローしていく旨の説明があった。

以上のことから、選定した検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者の今後の改善状況については、保安検査等において引き続き確認する。

②施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査

埋設クレーン等の施設の老朽化や稼働状況等の施設の状況を考慮した保守管理等を検討・実施しているか確認するとともに、施設の状況を把握するための巡視・点検及び保守点検等に関する活動が適切に実施されているか確認することとし、検査を実施した。

過去のトラブルに対する対応の適切性を確認するため、「2号埋設クレーン緩衝材脱

落^E」に係る不適合管理の実施状況について、平成29年度第1回保安検査以降の進捗状況の確認を行ったところ、根本原因分析による提言を受けた是正処置計画の策定が第1回保安検査時に未了であったことについては、品質保証課長が第2回保安検査時においても未だ是正処置計画を策定していないことを関係者の聴取により確認した。このことについて、品質保証課長は策定作業中の是正処置計画案を提示した上で、埋設事業部内で速やかに調整を行う旨の説明を行った。また、同課長より、業務の遅れについて改善を図っていく旨の説明があった。

「2号埋設クレーン緩衝材脱落」に係る不適合管理において、是正処置に対する有効性レビューとして実施された臨時監査が第1回保安検査時において未了であったため、不適合管理が未了であったが、その後同監査が終了し、その有効性が確認されたとして、不適合の処理が終了したことを関係者への聴取及び「不適合管理報告書」等により確認した。

施設で発生したトラブルを踏まえて点検項目、点検周期の見直しを行う仕組みについては、運営課長が2号埋設クレーンの緩衝材脱落事象に関し、未点検箇所や点検周期の未設定箇所の洗い出しを行い、保全計画の改善を実施したことを関係者への聴取及び「廃棄物埋設施設保守管理要領」等により確認した。

検査の過程において、運営課が作成している保全の計画に関して、保全方式と点検周期の一部不整合が見られること、事業者都合による点検の省略が許容されると受け取れる記載があること等、計画作成時の検討が不十分である点が確認された。本件については、計画全体にわたって十分な検討を行った上で見直しを実施することを気付き事項として指摘した。

また、クレーン設備については、交換周期を定めて部品交換を行うことにより時間計画の予防保全を実施している部分があるものの、全ての設備の予防保全の要否について検討が終了している状況ではないことが確認された。本件については、運営課より保全のあり方の検討も含めて保守の改善を行っていく旨の説明があった。

平成28年から多発している埋設クレーンに係る不適合については、運営課長が不適合管理を行い、設備の修理等による不適合そのものの除去は平成29年9月中に全ての不適合案件で終了予定であること、是正処置及びその後の有効性確認については、全ての案件で完了するのは平成29年10月以降となることを関係者への聴取により確認した。

予防保全と事後保全の考え方(クライテリア)については、運営課長が「機器点検手入れ細則」の機器点検手入れ基準において、点検区分として「A:保安規定および自家用電気工作物保安規程に基づく点検」、「その他法令等に基づく点検」、「自主:自主的に行う点検」及び「事後:予防保全を行わず、異常が発見された後に行う補修」に分けていること、区分では事後保全は定義されているが予防保全は定義されていないことを関係者への聴取及び「機器点検手入れ細則」により確認した。

E: 平成28年5月、平成28年11月、平成28年12月に発生した、クレーンが終端部に衝突する場合の衝撃を緩和するための緩衝材が経年劣化により脱落した不適合事象。

以上のことから、選定した検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者の今後の改善状況については、保安検査等において引き続き確認する。

③予防処置の実施状況に係る検査

JAEA大洗内部被ばく事故が発生したことを踏まえ、他の核燃料施設等で得られた知見について、自らの施設に対し不適合の発生を予防するための保安活動(処置の必要性の検討・評価を含む)が実施されているか確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、他の核燃料施設等で得られた知見について、保安規定第3条の9の5(改善)第3項に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するための仕組みが構築されて、日本原燃株式会社の全社の水平展開検討会において社内への水平展開が行われていることを関係者への聴取及び「水平展開検討会運営要則」等により確認した。

具体的な運用としては、水平展開検討会の事務局である安全・品質本部の担当者が、ニューシア^Fや原子力規制委員会ホームページ、各電力会社ホームページ等安全に関する情報が掲載される可能性があるインターネット上のウェブページをチェックしていること、水平展開検討会が開催されるまでのタイムラグによる対応の遅延を防ぐため、担当者が情報を入手した際には、メールで各事業部に周知していることを関係者への聴取により確認した。

濃縮事業部のダクトの不適合^Gに関しては、水平展開検討会での審議を待たずに情報の展開が行われ、埋設事業部においては管理建屋の天井裏について、運営課が平成29年9月7日から8日及び平成29年9月15日の2回にわたり、点検口からの確認を行ったことを関係者への聴取及び「管理建屋の天井裏および屋上状況について」等により確認した。

会議体における予防処置に係る検討の仕組みについては、水平展開検討会が決定した展開先に情報が展開されること、埋設事業部においては、品質保証課が情報を入手し、不適合事象等展開検討会を開催し予防処置の要否を決定すること、要の場合は不適合事象等展開検討会において、調査対象箇所、調査内容(事象の概要等を踏まえたもの)を決定し、対象箇所において予防処置を行うべきものがあるかを調査指示すること、予防処置を行うべき場合には、担当課において予防処置計画を作成し、処置を実施することを関係者への聴取及び「予防処置実施要領」等により確認した。

構築された仕組みに基づく活動が行われているかについては、埋設事業部内における予防処置の要否を検討する不適合事象等展開検討会に着目し、本年度においては、

F: 原子力施設情報公開ライブラリーを意味する英語の名称 NUClear Information Archives の頭文字をとった略称で、国内原子力発電所や原子燃料サイクル施設の運転に関する情報を広く共有化するためのウェブサイト。

G: 平成29年8月に発生した、日本原燃株式会社濃縮事業部の気体廃棄物廃棄施設のダクトに経年劣化により穴があいた不適合事象。

検討会が5回開催され、電力会社や他事業部での不適合事象の水平展開が行われたことを関係者への聴取及び「不適合事象等展開検討会議事録」等により確認した。検査の過程において、他事業者において発生した核燃料物質の飛散による作業者の汚染事故について、水平展開検討会から調査指示の後、回答までの期間が短い(平成29年8月2日に調査依頼。平成29年8月14日に回答期限。)ことから、品質保証課長は早急な作業開始のために、即座に水平展開の指示をしたこと、結果的に不適合事象等展開検討会が開かれないまま水平展開の調査が行われていたことを関係者への聴取により確認した。品質保証課が不適合事象等展開検討会の開催を省略したことは、「予防処置実施要領」において規定されていない状況であり、本来であれば開催すべきであった。本件については、品質保証課より改善を図っていく旨の説明があった。

採られた予防処置に対する有効性の評価が実施されていることについては、要領類の改正教育の未実施に関する予防処置に着目し、有効性レビューが実施されていることを関係者への聴取及び「調査依頼書兼予防処置報告書」等により確認した。

検査の過程において、「予防処置実施要領」に基づき品質保証課長により「予防処置管理台帳」が作成され、予防処置の実施状況を管理する仕組みに関して、台帳登録案件中14件について、処理が中断し、平成29年9月11日まで放置されていたことを関係者への聴取及び「予防処置管理台帳」等により確認した。品質保証課長は平成29年9月11日に予防処置管理台帳における管理不備を発見し、不適合の管理を行っていること、14件中13件については水平展開の要否判断を行い結果が否であることを確認したこと等で不適合の除去が終了したこと、残りの1件についても予防処置を実施中であることを関係者への聴取及び「不適合管理報告書」等により確認した。本件については、予防処置管理台帳における管理に不備があったことに対し、管理を着実にを行うとともに、再発防止の仕組みを構築することを気付き事項として指摘した。

核燃料物質等を取り扱う際の作業管理については、一時貯蔵室内長期保管廃棄体確認業務を抽出し、防護措置として廃棄体への不必要な接近を避けることが記載され安全面での配慮がなされた計画が作成されていることを関係者への聴取及び「管理区域内軽微作業管理要領書兼作業登録申請書」等により確認した。当該確認業務について、安全面での配慮はなされているものの、JAEA大洗内部被ばく事故を踏まえると、廃棄体に異常があった場合を想定したリスクの考慮が不十分であった可能性があるため、運営課より改善を行う旨の説明があった。

作業記録の管理については、廃棄体の健全性を確認した記録に着目し、当該記録を保管していること、当該記録の保管期間については5年間としていることを関係者への聴取及び「対象廃棄体リスト」等により確認した。

事故対応の体制については、「廃棄物施設異常・非常時対策要領」に基づき体制が定められており、汚染や被ばく事象が発生した際には、放射線管理課員を含む放射線管理班が対応することになっていることを関係者への聴取及び「廃棄物施設異常・非常時対策要領」により確認した。

事故対応に必要な資機材が整備、管理されていることについては、除染用シャワー、

洗剤、タオル等の資機材を現場確認、関係者への聴取及び「原子力防災資機材等点検手順書」により確認した。

汚染又は被ばくした時の対処のための教育訓練については、保安教育、原子力防災訓練及び要素訓練等により、力量の確保に努めていることを関係者への聴取及び「身体除染訓練(要素訓練)実施結果報告書」等により確認した。他事業者において、核燃料物質の飛散による作業員の汚染事故が発生したことを踏まえた対応として、今までは、拭き取り除染のみであり身体の除染訓練が不十分であったため、改善を図るべく計画を立てたこと、皮膚除染、目の除染、鼻腔除染の要素訓練は実施済みであること、平成29年10月末まで要素訓練を繰り返し実施すること、その結果を踏まえて、今後の総合訓練等に活かしていく予定であることを関係者への聴取及び「大洗事象を受けた教育訓練実施計画(放射線管理)」等により確認した。

除染用シャワー排水は、管理建屋の廃液処理設備の収集槽に貯まること、廃液処理設備で処理が行われた後は、放出基準を満たしていることを確認した上で尾駸沼に放出することを関係者の聴取により確認した。

点検時に確認された情報が今後の点検に活用されるような仕組みについては、廃棄物の健全性確認で見つかった錆の状況について、記録に残されていること、次回を確認を行う場合には、錆の状況の比較、確認を行う予定であることを関係者への聴取及び「対象廃棄体リスト」等により確認した。検査の過程において、錆の状況について次回確認時に活用されるが、手順書には仕組みとして明記されていないことが確認された。本件については、運営課より、手順を文書化して改善する旨の説明があった。

他事業者における核燃料物質の飛散による作業員の汚染事故に関する自らの施設の影響の評価とその対応については、除染訓練等すでに一部実施している部分があること、全社の対応としては平成29年8月2日の水平展開検討会で調査事項が展開され、平成29年8月14日締め切りで安全・品質本部が取りまとめたこと、取りまとめられた対応については、平成29年8月30日の水平展開検討会においてさらなる検討が必要とした上で、全社で取り組むための新体制に引き継がれたこと、新体制は「JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開に係る関係者打ち合わせ」として第1回の会合が平成29年9月4日に開催され、リスクの検討が不足している事項の調査を行うとしたこと、同打ち合わせにおいて平成29年9月8日に埋設事業部より埋設事業において考えられるリスク等についての説明がなされていること、平成29年9月25日には埋設事業部の特徴を踏まえた発生する恐れのある事象についての検討が行われる予定であることを関係者への聴取及び「JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開に係る関係者打ち合わせ」の資料等により確認した。検査の過程において、JAEA大洗内部被ばく事故に関する安全・品質本部の対応について、事象の重要性に応じた検討体制の構築がなされるべきところ、通常の仕組みである水平展開検討会の枠組みの中で対応したこと、施設の特徴を踏まえて速やかに実施すべき重要事項の検討が不足したこと、情報提供は速やかに実施したものの、埋設事業部への具体的項目の調査依頼及び結果の確認が速やかに出来なかったことが確認された。事象の重大性を勘案した安

全・品質本部の対応について、対応の深掘りや適時性に欠ける等の問題が確認されたため、その原因を精査し、必要な対策を確実に行うことを気付き事項として指摘した。

以上のことから、選定した検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者の今後の改善状況については、保安検査等において引き続き確認する。

④低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損に係る検査

廃棄物埋設施設で埋設する低レベル放射性廃棄物を発電所から搬出する前の検査を実施する低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラムの不具合に伴う放射能測定データの欠損について、不適合管理に基づき、適切に対応が行われているか確認することとし、検査を実施した。

本事象の発生について、埋設事業部が電力会社より連絡を受けた後の不適合管理については、国へ提出した申請書におけるデータの不備について、「不適合管理実施要領」に基づき運営課長が不適合管理を実施していることを関係者への聴取及び「不適合管理報告書」により確認した。検査の過程において、保安規定第14条(廃棄体の検査)及び第15条(廃棄体の定置)で規定されている確認行為に不適切なデータを使用したことについてデータの妥当性を確認した上でデータの修正後に再確認する旨、口頭で説明がなされたものの、不適合管理報告書においては、保安規定の要求事項に対する記載が不十分であることが確認された。本件については、保安規定の要求事項を不適合管理報告書に明示した上で、適切に不適合管理を行うよう改善することを気付き事項として指摘した。

低レベル放射性廃棄物に係るデータに関し、発電所での廃棄体作成から廃棄物埋設施設受け入れ後までの各段階での責任の所在については、行政庁への申請に使用するデータの信頼性確保は一義的に日本原燃株式会社が責任を負うこと、電力会社から日本原燃株式会社に提出されるデータの信頼性確保は一義的に電力会社が責任を負うことを関係者への聴取により確認した。

低レベル放射性廃棄物に係るデータに関する、発電所に対する日本原燃株式会社の品質管理(品質要求)については、日本原燃株式会社と各電力会社とが個々に締結している契約に基づき、廃棄体に係る監査が実施できること、監査には、廃棄体の放射エネルギーを測定する電力の自主検査に対する監査も含まれていることを関係者の聴取により確認した。検査の過程において、平成28年2月に発生した九州電力株式会社玄海原子力発電所の廃棄体に係る「廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)」に記載したデータの誤りについて^Hの不適合^H(以下「玄海事象」という。)の是正処置が今回の事象に活かされていたかについて確認を行ったところ、玄海事象を踏まえ電力会社に対しての監

H: 平成28年2月に発生した、放射能演算プログラムの不具合により、電力会社が測定する低レベル放射性廃棄物の放射エネルギー、放射能濃度データが他の廃棄物のものと置き換わる不適合事象。

査項目が追加されていたが、監査時期が設備の設置、改造時だけに限られていたため、本件についての監査につながらなかった可能性があることを関係者の聴取により確認した。今後の不適合管理の中では、監査についての改善も含めた検討を行っていく旨の説明があった。

玄海事象については、運営課が事象を踏まえた書面調査を全発電所に対して実施しており、本件についても、玄海事象の時と同様、今後、運営課が発電所において実施する初回の監査において、電力会社に対して書面調査結果及び玄海事象で追加された項目の確認並びに必要な調査を行い、電力会社が必要な対策をとっていることを確認する予定である旨の説明があった。

以上のことから、選定した検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、事業者の今後の改善状況については、保安検査等において引き続き確認する。

2) 追加試験項目

なし

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	9月19日(火)	9月20日(水)	9月21日(木)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取
	○集積RCA対象調査の未実施についての改善に係る検査	◎施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査	○予防処置の実施状況に係る検査 ○低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損に係る検査
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ○集積RCA対象調査の未実施についての改善に係る検査 ◎施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○予防処置の実施状況に係る検査 ○低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損に係る検査 ●廃棄物埋設施設の巡視 	○低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定プログラム不具合に伴う放射能測定データ欠損に係る検査
	●まとめ会議	●まとめ会議	<ul style="list-style-type: none"> ●まとめ会議 ●最終会議

※○：基本検査項目 ◎：保安検査実施方針に基づく検査項目 ●：会議等